

## 札幌市点字図書給付事業実施要綱

「平成4年5月11日」

「 民生局長決裁 」

(目的)

第1条 この要綱は、主に情報の入手を点字によっている視覚障害者（児）に対し、点字図書を給付することにより情報の入手を容易にし、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(給付対象図書及び給付の限度)

第2条 この要綱による給付の対象となる図書は、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。

2 前項の規定による点字図書の給付の限度は、対象者1人につき年間6タイトル又は24巻を限度とする。

ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

(給付対象者)

第3条 この要綱による点字図書の給付対象者は、本市内に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けた在宅の視覚障害者又は視覚障害児童で、主に情報の入手を点字によっている者とする。

(事務担当機関)

第4条 点字図書の給付に関する事務は、給付対象者の居住地を管轄する区の保健福祉部が行うものとする。

(点字図書給付台帳登録の申請等)

第5条 点字図書の給付を受けようとする給付対象者又はこれを扶養している者は、申請書を区保健福祉部長に提出し、予め点字図書給付台帳（様式2。以下「給付台帳」という。）に登録しなければならない。

2 区保健福祉部長は、申請書をもとに審査し、登録の適否の決定を行うものとする。

3 審査の結果、登録を決定した者については、給付台帳に登録するとともに点字図書給付台帳登録決定通知書（様式3）により申請者あて通知するものとする。

(点字図書給付対象出版施設)

第6条 点字図書を給付することができる出版施設（以下「出版施設」という。）は市長が別に定める。

(給付の申請等)

第7条 給付台帳に登録されている者が、点字図書の給付を受けようとするときは、出版施設に給付を希望する図書の点字図書発行証明書（様式5）の送付を依頼し、送付を受けた点字図書発行証明書及び申請書を区保健福祉部長に提出しなければならない。

2 区保健福祉部長は、申請書をもとに出版施設、給付限度等を確認のうえ、給付台帳に必要事項を記載し、点字図書発行証明書に証明印を押印し、点字図書給付決定通知書（様式6）とともに申請者に交付するものとする。

3 申請者は、証明を受けた点字図書発行証明書により出版施設に点字図書の給付の申込みを

行うものとする。

(費用の負担)

第8条 点字図書の給付を受けようとする給付対象者又はこれを現に扶養している者は、一般図書の購入価格相当額（以下「自己負担額」という。）を直接出版施設に支払わなければならない。

2 自己負担額の支払は、前条第3項の規定による出版施設に対する点字図書の申し込みと同時にしなければならない。

(費用の支払)

第9条 点字図書の給付に要する費用の支払は次によるものとする。

1) 点字図書の給付に伴い、本市が負担する額は点字図書から自己負担額を控除した額とする。

2) 市長は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳によりその内容を確認のうえその都度支払うものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し、必要な事項は障がい福祉担当部長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 要綱第5条第1項及び第7条第1項中の「申請書」の様式は、札幌市福祉サービス共通様式等に関する要綱（以下「共通様式要綱」という。）に定める様式1とする。

3 この要綱に定める様式3及び様式6は、共通様式要綱に定める様式8の6をもって代えることができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。